

## 総評

まず出題形式からみた難易度についてですが、得点しにくい個数問題は、前年度6問出題されましたが、本年度は2問増加して8問となりました。また、組合せ問題も1問出題されています。したがって、出題形式の点で、やや得点しにくくなりました。

次に内容面について、全体としては、合格基準点36だった前年度と同様に、近年の平均的なレベルの内容に落ち着いたといえます。

## 権利関係

権利関係では、例年どおり事例型問題の出題が目立ち、定番の判決文問題も出題されました（問1）。

その出題内容は、一般的な学習範囲を超える問題も多く、また、個数問題と組合せ問題が1問ずつ出題されたため、かなり難しかったといえます。

したがって、合格ラインは、昨年度よりやや低くなると想定されます。

## 法令上の制限

法令上の制限の出題内容は、国土利用計画法との混合問題としてその他の法令からの出題もあり（問22）、選択肢単位では細かいものもありました。しかし、極端な難問はなく、比較的得点しやすいものであったといえます。

また、改正前最後の宅地造成等規制法も、昨年度と同様に出了されました（問19）。

したがって、合格ラインは、昨年度と同程度かやや高い程度と想定されます。

## 税・価格

税・価格の出題内容のうち、税については、地方税から不動産取得税（問24）が、国税から印紙税（問23）が、それぞれ出題され、価格の評定については、不動産鑑定評価基準が出題されました（問25）。

不動産取得税に関する一部の選択肢を除けば、いずれも基本的な内容からの出題でした。

したがって、合格ラインは、昨年度よりやや高くなると想定されます。

## 宅建業法

出題内容は、例年通り基礎的な知識を問う問題が多く出題されたものの、改正点に関する出題も数多くありました。特に、宅建業法冒頭の問題26は、受験生の出鼻をくじくような問題でした。

また、宅建業法の出題形式の特徴の一つに個数問題があります。本年度も宅建業法だけで7問出題されました。個数問題は、すべての記述を正確に判断しないと正解に達することができないために、正解率が低くなる傾向にあります。したがって、昨年（5問）よりも個数問題の多い本年度は、得点しにくい問題は昨年よりもやや多いといえます。

したがって、合格ラインは、例年どおり高いものの、昨年度よりはやや低くなると想定されます。

#### 5問免除

出題内容は、問 47 で表示規約の改正点が出題されているものの、問 50 の建物以外は昨年度同様に基礎的な知識からの出題が多く、得点しやすい問題が多かったといえます。

したがって、合格ラインも昨年度と同程度の高得点と想定されます。